

# 令和5年第6回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和5年6月27日(火) 15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 6番 市川 豊 会長

委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員

3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員

5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員

8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員

10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員

内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員

眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員

欠席委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚

書記 青山 侑嗣

書記 津田 卓也

<p>付 議 事 項</p>	<p>議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号  議案第 4 号 議案第 5 号  専決第 1 号 専決第 2 号 専決第 3 号  その他</p>	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について  特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による承認申請について 日進市農用地利用集積計画について  農地法第 3 条の 3 台 1 項の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について  特定農地貸付廃止届について</p>
--------------------	---	--



		<p>対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、7番の申請者による区分地上権の設定について説明します。</p> <p>場所につきましては3ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は梅森保育園から東に約280mに位置する農地で、登記地目、現況地目は田で、面積は435㎡の内53㎡です。</p> <p>5月にご審議いただいた、申請地南側の飲食店の建築に伴い、申請地に排水管を埋設するため、農地法第3条第2項のただし書きにあります、民法第269条の2の規定に基づく区分地上権の設定をするものです。</p> <p>区分地上権とは、他者の土地の空中又は地中の一部だけを利用する、例えば土地の地下にトンネルを、空中に高速道路の高架橋を設置するといったものが事例ではありますが、このように土地の立体的な利用が発生する事例に設定するものであります。</p> <p>今回のケースだと、申請地の地下30cm～100cmに飲食店用の排水管を埋設するため、この空間部分に区分地上権を設定するものになります。</p> <p>この権利の設定を認めても、農地及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生じる恐れがなく、土地所有者の同意を得ていることから、支障がないものだと思います。</p> <p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>区分地上権は3条に該当するのか</p> <p>直近で事例はないが、区分地上権の権利の設定は3条になります。</p> <p>7番の435㎡のうち53㎡とあるが掘り起こす面積が53㎡なのか。</p> <p>管の幅と延長です。</p> <p>7番の地図で、権利設定箇所の色塗りが途中からないが、既に管が繋がっているということか。</p> <p>色塗らない箇所は農地でないです。</p> <p>7番の土地には、客土が出来なくなるのか。</p> <p>客土ができなくなるという規制ではないです。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたい</p>
	議長	
	委員 事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	委員	
	事務局	
	議長	

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>と思います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>14番について説明します。</p> <p>場所につきましては、5ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、岩藤南の交差点から南に約180メートルの位置に所在する農地で、登記地目は畑・現況地目は雑種地で、面積は297㎡です。</p> <p>申請者は現在、日進市岩崎町の集合住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭なため一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地選定について、両親に相談したところ祖母の姉が所有している申請地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したことになります。</p> <p>排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の既設側溝へ放流する計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、15番について説明します。</p> <p>場所につきましては、5ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、日進消防署の北側に所在する農地で、登記地目は田、現況地目は雑種地で面積は636㎡です。</p> <p>申請法人は平成6年に会社設立し、自動車の販売業を営んでおり、申請法人の事業所は申請地の北側に隣接しています。</p> <p>現在の施設は手狭であり、来客時の駐車場がありません。</p> <p>また、本店敷地の他に3カ所駐車場を借りて常時40台程度の車両を確保して経営していますが、退去の申し出があり、代替地を探していたところ、本店の隣接地である申請地を使</p>
--	----------------------	---

		<p>用してもよいという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水について、雨水は申請地北側の既設の排水路に放流する計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、16番の申請者の分家住宅を建築するものについて説明します。</p> <p>場所につきましては、7ページの地図をご覧ください。</p> <p>この申請地については、農振農用地の除外手続をしており、農地法の許可申請を行う段階となりました。</p> <p>申請地は日進西中学校から北に約260mの位置に所在し、登記地目、現況地目は畑で面積は231㎡です。</p> <p>申請者は現在名古屋市の借家に夫と二人で居住しており、今後の家族計画を考えると現在の住居では手狭なため、一戸建て住宅の建築を計画したものになります。</p> <p>土地選定について、申請者夫婦に所有地はなく祖父に相談したところ、申請地を使用してもよいという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地西側の道路側溝へ放流する計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、17番の駐車場として利用するものについて説明します。</p> <p>場所につきましては、8ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は南小学校から東に約200mに位置に所在し、登記地目は畑、現況地目は畑で面積は316㎡です。</p> <p>申請法人は令和3年に会社設立し、解体・産業廃棄物収集業を営んでいます。</p> <p>現在、事業用車両を5台所有しており、米野木台二丁目の</p>
--	--	---

		<p>駐車場を賃借しておりましたが、貸主の都合により今年の4月から利用できなくなり、代替地を探していました。</p> <p>申請地の隣地に代表取締役が居抜きで転居し、住居兼事務所として利用することになり、隣地を駐車場として利用できないか相談したところ所有者から承諾を得ることができたため、申請地を選定したことになります。</p> <p>排水について、砂利敷で自然浸透する計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議長 議案第2号について、説明が終わりましたが、14番から17番の案件について、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>委員 17番は駐車場にするという話だが、工事の期限はあるか。</p> <p>事務局 8月末までの計画です。</p> <p>委員 事業をぶって、転売するという可能性はないか。</p> <p>事務局 許可後、施工しないと地目は変わりません。地目が変わらなければ、転売出来ません。地目が変わってしまえば、やむをえません。</p> <p>委員 17番は通学路で、新学期始まると危ない。</p> <p>事務局 事務所は居抜き物件であり、駐車場も盛土等はなく大規模な工事はないです。</p> <p>議長 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議長 全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>事務局 続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 5番の案件について説明します</p> <p>事務局 場所につきましては、下段の地図をご覧ください。</p> <p>事務局 対象地は、上納池スポーツ公園から南に約200メートルの位置に所在する1筆になります。</p>
--	--	--

	議長	<p>この生産緑地は、赤池町村東に居住する申請者84歳が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、膝の故障のため歩行制限があり、農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
	議長	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします (挙手全員)</p> <p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第4号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」を議題とします。なお、1番の案件については、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項」に該当するため、事務局の説明終了後、私は一時退席をいたしますので、職務代理者である牧委員が議事の進行をお願いいたします。</p>
	事務局	<p>それでは事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第4号 「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承認申請について」説明します。</p> <p>内容説明に入る前に、特定農地貸付法について簡単に説明します。</p> <p>正式名称は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」といいます。</p> <p>この特定農地貸付けとは、農地を農業者以外の者に貸付けることをいい、一定の要件を満たす場合に認められ、市民農園などを開設・運営する場合に活用されています。このような趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例の措置が講じられているものです。</p> <p>貸付けることのできる農地は、営利を目的としない農作物栽培を目的とすること、1区画が10アール未満で相当数の</p>

者を対象に定型的に貸付けること、貸付期間が5年を超えないことなどの条件を満たさなければならず、また、貸付けについて農業委員会の承認を必要とします。

農業委員会の承認を受けるためには、利用に関する基本的ルールとして貸付規程の提出が必要であり、農業委員会は、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて当該農地が適当な位置にあるなど一定の要件に該当する場合は承認するものとなります。

では、今回の議案についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

1番の事業者は、「〇〇」です。〇〇さんが代表を務める市民団体であります。

場所につきましては、11ページの位置図をご覧ください。ハイランド白山幼稚園から北に約100mに位置する7筆の農地で、面積は合計で、2,995㎡です。地目は、議案書のとおり、それぞれ田・畑であります。

本案件の対象となる農地は、平成23年11月に農業委員会の承認を受けて、「〇〇」が「五色園野菜村」として運営しておりましたが、会社として農園事業から撤退することとなり、本年6月5日付けで廃止届が提出されました。

事前に撤退の意向を聞いていた一部の利用者が、新たに団体を立ち上げて、既存施設をそのままに、市民農園の管理運営を行おうとするものです。

農園名は、「五色園野菜村」から「さんさん農園」に変更し、1区画30㎡で全44区画とする計画となっています。

別冊①をご覧ください。提出のあった貸付規定になります。ポイントのみ説明します。

1ページの第4の（貸付利用条件）ですが、貸付期間は1年とし、最長5年継続できます。賃料は1区画あたり年間11,000円を予定しています。

第4の2の（1）から（10）に農地における行為制限を規定しています。農地内でのゴミ放置や転貸禁止などの他、野焼きなど周辺に影響を及ぼす行為が該当します。

2ページ中段、第9の貸付契約の解約等で、ルールを守らない場合や耕作しない場合の解約事項が規定されています。

4ページから7ページをご覧ください。



		<p>2 ページ中段、第 9 の貸付契約の解約等で、ルールを守らない場合や耕作しない場合の解約事項が規定されています。</p> <p>4 ページから 7 ページをご覧ください。</p> <p>適正な管理運営をすることを約束する貸付協定を令和 5 年 6 月 9 日に日進市との間で締結しています。管理運営に関する事項、利用において周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項を定めております。</p> <p>8 ページからは農園計画書です。</p> <p>9 ページの下段をご覧ください。</p> <p>利用の対象者は、市民や市外住民と利用範囲を広く設定しております。</p> <p>1 2 ページの計画平面図では、5 1 区画を設けるとともに、共有管理となる摘み取り農園の設置を予定しています。水は、愛知用水の通水期のみパイプラインが利用できますが、それ以外の時期は簡易の貯水タンクに貯溜した雨水を利用します。</p> <p>また、1 0 ページの 7. 収支予算に「農林水産省交付金」とありますが、本農園は農水省の「農山漁村振興交付金の(都市農業共生推進等地域支援事業)」に応募しており、採用されれば先に述べた「障がいのある人達による貸し農園、摘み取り農園の体験利用や就労による管理の実践」や、「農園での都市住民と交流する栽培作物の収穫、調理体験イベント」を実施する予定です。</p> <p>今回の事業計画等からは、市民農園として利用することが、周辺農地へ及ぼす影響も支障ないと行われますので、新たな市民農園設置に問題はないと思われま。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議案第 4 号について、説明が終わりました。</p> <p>まず、2 番の件について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
議長		
委員		<p>1 番は隣地に駐車スペースがあるが、2 番はない。大丈夫か。</p>
事務局		<p>駐車場は認めてないので、農園の空いたスペースに止めていただくしかない。その範囲で来園をやりくりしてもらう。</p>
委員		<p>周囲の道路が狭いので路上駐車を心配している。</p>
事務局		<p>農園の規約に路上駐車は駄目としている。路上駐車があれ</p>

	<p>委員 事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>職務代理者</p> <p>職務代理者</p> <p>職務代理者</p> <p>議長</p>	<p>ば農園に指導をします。</p> <p>農地が道路から低いが乗り入れできるのか。</p> <p>敷地内の土を移動し乗り入れできるようにするとのこと です。</p> <p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたい と思います。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承 認申請について」のうち2番に対し賛成の方は、挙手をお願 いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号のうち2番について、 原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、1番の審議に入ります。</p> <p>1番については、自己に関する事項でありますので、私は 一時退席いたします。職務代理者である牧委員に議事の進行 をお願いいたします。</p> <p>( 会長 退席 )</p> <p>では、議長を代理して進めることといたします。</p> <p>1番の件について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思 います。</p> <p>議案第4号「特定農地貸付法第3条第1項の規定による承 認申請について」のうち1番の案件に対し、賛成の方は、挙 手をお願いいたします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ということで、議案第4号の1番については、原 案のとおり可決とします。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してくだ さい。</p> <p>( 会長 入室 )</p> <p>全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>それでは、議事の進行をお返しいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第5号「日進市農用地利用集積計画につ いて」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
--	--	--

事務局	<p>議案第5号日進市農用地利用集積計画について、説明させていただきます。</p> <p>今回は、12件の利用権設定があります。</p> <p>説明については、時間の都合上、新規就農の案件のみとさせていただきます。</p> <p>それでは、説明いたします。13ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、借受人は、名古屋市緑区にお住まいで年齢は74歳です。</p> <p>借受人は、以前利用権設定を受けていた方と共に約15年農作業をしていましたが、利用権設定を受けていた方が高齢で農作業を行うことが難しくなったため、新たに申請したものになります。</p> <p>年間農作業従事日数は200日を予定しています。</p> <p>農業従事者の状況は、本人のみで、申請地では野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農業用機械の所有状況については、耕運機1台を所有しています。</p> <p>下の段に利用権設定する土地の明細を示しています。</p> <p>使用貸借権で、5年間の権利設定です。</p> <p>場所は 14ページの地図をご覧ください。</p> <p>続きまして、24ページをご覧ください。</p> <p>整理番号9番、借受する法人は、名古屋市名東区にて土木工事業を営んでおり、豊田市で国道の整備や、長久手市でジブリパークの駐車場の整備実績がありますが、今回、日進市で農業参入したいとの話があり、申請に至ったものです。</p> <p>農業従事者の状況は、犬山市で農家要件のある使用人1名と従業員その他4名で、申請地では野菜の栽培を予定しております。</p> <p>農業用機械の所有状況については、トラクター、耕うん機、草刈り機、軽トラックを所有しています。</p> <p>年間農作業従事日数は200日を予定しております。</p> <p>下の段に利用権設定する土地の明細を示しています。</p> <p>場所は、25ページの地図を参照ください。</p> <p>解除条件付使用貸借権で、5年間の権利設定です。</p> <p>いずれの方も聞取りの結果、農業経験などがあり、利用権設定を行う者として適正であると見込まれます。</p>
-----	---

	議長	<p>議案第5号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第5号「日進市農用地利用集積計画について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、議案第5号については、原案のとおり可決とします。</p>
	事務局	<p>続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>(事務局より報告。専決について一括で報告)</p>
		<p>専決1号 3条届出 2件</p> <p>専決2号 5条届出 24件</p> <p>専決3号 18条通知 1件</p>
	議長	<p>専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。</p>
	事務局	<p>続きまして、その他について事務局より報告をお願いします。</p> <p>(事務局から報告)</p>
	議長	<p>・特定農地貸付廃止届について</p> <p>その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご意見・ご質問等が内容ですので、その他については終わります。</p>
	事務局	<p>事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いします。</p> <p>(事務連絡)</p> <p>・次期 農業委員・推進委員 任命式 (7月20日 午前9時 本庁舎4階第1会議室)</p> <p>・来月の農業委員会 (7月27日 午後3時 本庁舎4階第1会議室)</p>
	議長  (15:50)	<p>それでは、これをもちまして、令和5年第6回農業委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。</p>

